改正

昭和52年8月27日いわき市条例第53号 昭和53年3月28日いわき市条例第31号 昭和53年6月14日いわき市条例第42号 昭和53年9月9日いわき市条例第45号 昭和54年12月24日いわき市条例第67号 昭和57年9月10日いわき市条例第31号 昭和62年9月14日いわき市条例第36号 平成元年3月31日いわき市条例第37号 平成5年3月29日いわき市条例第27号 平成6年12月27日いわき市条例第43号 平成7年3月28日いわき市条例第17号 平成9年3月31日いわき市条例第39号 平成12年3月29日いわき市条例第52号 平成13年6月29日いわき市条例第45号 平成17年3月31日いわき市条例第17号 平成17年12月22日いわき市条例第105号 平成18年6月28日いわき市条例第39号 平成21年1月6日いわき市条例第1号 平成24年12月27日いわき市条例第87号 平成25年12月26日いわき市条例第82号 平成28年1月4日いわき市条例第1号 平成29年1月4日いわき市条例第1号 平成31年3月29日いわき市条例第61号 令和2年3月31日いわき市条例第24号

いわき市中央卸売市場業務条例

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 市場関係事業者

- 第1節 卸売業者(第6条-第16条)
- 第2節 仲卸業者(第17条—第25条)
- 第3節 売買参加者(第26条—第28条)
- 第4節 関連事業者 (第29条-第34条)
- 第3章 市場の業務の方法(第35条-第46条)
- 第3章の2 取引参加者の市場における遵守事項 (第47条―第61条)
- 第4章 市場施設の使用(第62条-第69条)
- 第5章 削除
- 第6章 市場運営協議会及び市場取引委員会(第73条・第73条の2)
- 第7章 雑則 (第74条—第80条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第4条第4項の規定に基づき、中央卸売市場の設置及び管理に関する事項、同項各号に掲げる事項その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等(法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。)の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて市民生活の安定に資することを目的とする。

(中央卸売市場の名称、位置及び面積)

第2条 中央卸売市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
いわき市中央卸売市場	いわき市鹿島町鹿島1番地	203, 818平方メートル

(取扱品目)

第3条 いわき市中央卸売市場(以下「市場」という。)の取扱品目は、その部類ごとに次に掲げる 物品とする。

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品 2 取扱物品が前項のいずれの部類に属するかについて疑義があるときは、市長がその所属を決定する。

(開場の期日)

- 第4条 市長は、日曜日(1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月31日(以下「休日」と総称する。)を除き毎日開場するものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。
- 3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとするときは、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣及び購買慣習等を 十分考慮してするものとする。

(開場の時間)

- **第5条** 開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ 健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。
- 2 卸売業者(第6条の2第1項の許可を受けて、卸売の業務(市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。
 - 第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 卸売業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに次に掲げるとおりとする。

青果部 2

水産物部 2

(卸売業務の許可)

- 第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の許可を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、申請書を市長に提出 しなければならない。

- 4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
 - (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (3) 申請者が第11条の2第1項若しくは第2項又は第43条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (5) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する仲卸業者(第18条第1項の許可を受けて、仲卸しの業務(市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
 - (6) 申請者がいわき市暴力団排除条例(平成24年いわき市条例第41号)第2条第1号に規定する 暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」と いう。)又は同条第7号に規定する社会的非難関係者(以下「社会的非難関係者」という。)で あるとき。
 - (7) 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで又は前2号の いずれかに該当する者があるとき。
 - (8) その許可をすることによつて卸売業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。 (保証金の預託)
- 第7条 卸売業者は、市長から前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に 預託しなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の保証金を預託した後でなければ卸売の業務を開始してはならない。 (保証金の額)
- 第8条 前条第1項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。 青果部 200万円以上1,000万円以下

水産物部 200万円以上1,000万円以下

- 2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもつて代用することができる。
 - (1) 国債証券

- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める有価証券
- 3 前項の有価証券の価格は、規則で定める額とする。

(保証金の追加預託)

- 第9条 第7条第1項の保証金について、差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金の額に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、同項の規定による指定期間を 経過した後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による預託について準用する。 (保証金の充当)
- 第10条 市長は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠つた ときは、次項の規定による優先して弁済を受ける権利に優先して、第7条第1項の保証金をこれに 充てることができる。
- 2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売 の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第7条第1項の保証金について、他の債権者に 先立つて弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第11条 第7条第1項の保証金は、卸売業者がその資格を失つた日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

- 第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第4項第1号、第2号若しくは第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。
- 2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2第1項の許可を取り消す ことができる。
 - (1) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第7条第1項の保証金を預託しないとき。

- (2) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。
- 3 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、相当な期間を 置いたうえ、期日、場所及び処分の原因となつた理由を通知して公開による聴聞を行い、その者又 はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

- 第11条の3 卸売業者が事業(卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡 人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、当該卸売業者の 地位を承継する。
- 2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。
- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第6条の2第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売業務の相続)

- 第11条の4 卸売業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。
- 2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。
- 3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨 又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第6条の2第1項の 許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第1項の認可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

- 5 第6条の2第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中 「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の4第1項の認可の申請」と、「同項の許可」とある のは「同項の認可」と読み替えるものとする。
- 6 第1項の認可を受けた者は、同項の卸売業者の地位を承継する。

(業務開始等の届出)

- 第11条の5 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出 なければならない。
 - (1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
 - (2) 氏名若しくは名称、商号又は住所に変更があつたとき。
 - (3) 法人である場合にあつては、資本金若しくは出資の額又は役員の氏名に変更があつたとき。
 - (4) 卸売の業務を廃止したとき。
- 2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その 旨を市長に届け出なければならない。

(せり人の登録)

- 第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人(以下「せり人」という。)は、その者について 当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の登録の申請があつた場合は、市長は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に登載し、速やかに、その旨を当該登録の申請を行つた者に通知するとともに登録を受けたせり人に対し登録証を交付するものとする。
- 4 市長は、第1項の登録の申請があつた場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれ かに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の 記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが なくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (3) 第14条又は第43条第6項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
 - (4) 卸売のせり(以下「せり」という。)を遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。

- (5) 当該申請に係る取扱品目の部類に属する仲卸業者若しくは第27条第1項に規定する売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 暴力団員等又は社会的非難関係者であるとき。
- 5 市長は、前項第4号の経験又は能力の有無の認定のため、試験を行うものとする。
- 6 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。ただし、次に掲げる 者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。
 - (1) 初めて登録を受ける者
 - (2) 第14条又は第43条第6項の規定による登録の取消しを受けた者で当該取消し後の最初の登録を受けるもの
 - (3) 第43条第6項の規定による業務の停止を命ぜられた者で当該業務の停止後の最初の登録を受けるもの

(せり人の登録の更新)

- 第13条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場に おいてせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。
- 2 前項のせり人の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の 目前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 前条第4項(第3号を除く。)及び第5項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の登録」とあるのは「第13条第1項の登録の更新」と、「登録を」とあるのは「登録の更新を」と読み替えるものとする。

(せり人の登録の取消し)

第14条 市長は、せり人が第12条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなつたとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなつたと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(せり人の登録の消除)

- 第15条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を消除するものとする。
 - (1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。
 - (2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。
 - (3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかつたとき。
 - (4) 第43条第6項の規定による登録の取消しを受けたとき。
- 2 前項の規定により登録の消除を受けたせり人は、速やかに登録証を市長に返還しなければならな

11

(登録証の携帯)

第16条 せり人は、せりに従事するときは、登録証を携帯するとともに記章を着用しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第17条 仲卸業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに次に掲げるとおりとする。

青果部 10

水産物部 8

(仲卸業務の許可)

- 第18条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の許可を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、申請書を市長に提出 しなければならない。
- 4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。
 - (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (3) 申請者が第21条第1項若しくは第2項又は第43条第2項の規定による許可の取消しを受け、 その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (5) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の 役員若しくは使用人であるとき。
 - (6) 申請者が暴力団、暴力団員等又は社会的非難関係者であるとき。
 - (7) 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで又は前2号の いずれかに該当する者があるとき。
 - (8) その許可をすることによつて仲卸業者の数が前条に定める最高限度を超えることとなるとき。 (保証金の預託)

- 第19条 仲卸業者は、市長から前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に 預託しなければならない。
- 2 仲卸業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。 (保証金の額)
- 第20条 前条第1項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに10万円以上30万円以下の範囲内で規則で 定める。
- 2 第8条第2項及び第3項並びに第9条から第11条までの規定は、前条第1項の保証金について準 用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

- 第21条 市長は、仲卸業者が第18条第4項第1号、第2号若しくは第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。
- 2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第1項の許可を取り消すこと ができる。
 - (1) 正当な理由がないのに第18条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第19条 第1項の保証金を預託しないとき。
 - (2) 正当な理由がないのに第18条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
 - (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
 - (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。
- 3 第11条の2第3項の規定は、前項の規定による許可の取消しの処分について準用する。

(準用)

第22条 第11条の3から第11条の5までの規定は、仲卸業者について準用する。

第23条から第25条まで 削除

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

- **第26条** 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を 受けなければならない。
- 2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の承認を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、申請書を市長に提出

しなければならない。

- 4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。
 - (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (2) 申請者が第28条又は第43条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起 算して1年を経過しない者であるとき。
 - (3) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (4) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する卸売業者若しくは仲卸業者又はそれらの役員若しくは使用人であるとき。
 - (5) 申請者(法人である場合にあつては、その業務を執行する役員を含む。)が暴力団、暴力団 員等又は社会的非難関係者であるとき。

(名称変更等の届出)

- 第27条 前条第1項の承認を受けた者(以下「売買参加者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 氏名若しくは名称、商号又は住所に変更があつたとき。
 - (2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。
- 2 第11条の5第2項の規定は、売買参加者が死亡し、又は解散したときについて準用する。 (売買参加者の承認の取消し)
- 第28条 市長は、売買参加者が第26条第4項第1号、第4号若しくは第5号のいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

第4節 関連事業者

(関連事業者の許可)

- 第29条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人(市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。)その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。
 - (1) 第3条で定める取扱品目以外の物を販売する業務、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等の 業務その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務(以下「第1種関連事業」と総 称する。)を営む者

- (2) 飲食店営業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務(以下「第2 種関連事業」と総称する。)を営む者
- 2 前項の規定による許可を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、申請書を市 長に提出しなければならない。

(許可の基準)

- **第30条** 市長は、前条第1項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項 の規定による許可をしないものとする。
 - (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (3) 申請者が第32条又は第43条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
 - (4) 申請者が第1種関連事業又は第2種関連事業を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は 資力信用を有しない者であるとき。
 - (5) 申請者(法人である場合にあつては、その業務を執行する役員を含む。)が暴力団、暴力団 員等又は社会的非難関係者であるとき。

(保証金)

- 第31条 第29条第1項の規定による許可を受けた者(以下「関連事業者」という。)は、当該許可を 受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。
- 2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。
- 3 第1項の保証金の額は、第68条第1項に規定する市場の使用料の月額に定める市場使用料月額に 110分の100を乗じて得た額の3倍の範囲内で規則で定める。
- 4 第8条第2項及び第3項並びに第9条から第11条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(関連事業者の許可の取消し)

- 第32条 市長は、関連事業者が第30条第1項第1号、第2号若しくは第5号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第29条第1項の規定による許可を取り消すものとする。
- 2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第29条第1項の規定による許可を 取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第29条第1項の規定による許可の通知を受けた日から起算して1月以内に前条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに第29条第1項の規定による許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。
- 3 第11条の2第3項の規定は、前項の規定による許可の取消しの処分について準用する。

(関連事業者に対する指示等)

第33条 市長は、第1種関連事業及び第2種関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務について必要な指示等をすることができる。 (準用)

第34条 第11条の5の規定は、関連事業者について準用する。

第3章 市場の業務の方法

(開設者による差別的取扱いの禁止)

第35条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者(卸売業者、仲卸業者その他の市場において 売買取引を行う者をいう。以下同じ。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の数量等の報告)

第36条 卸売業者は、卸売の数量及び価格その他の規則で定める事項について、規則で定める時刻までに市長に報告しなければならない。

(市長による卸売の数量等の公表)

第37条 市長は、卸売業者から前条の規定による報告を受けたときは、卸売の数量及び価格その他の 規則で定める事項について、規則で定める時までにインターネットの利用その他の適切な方法によ り公表しなければならない。

(指導及び助言)

第38条 市長は、市場における業務に関し遵守すべき事項を取引参加者に遵守させるため必要がある と認めるときは、取引参加者に対し、その業務に関し指導又は助言をすることができる。

(報告及び検査)

第39条 市長は、市場における業務に関し遵守すべき事項を取引参加者に遵守させるため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、取引参加者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書

類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (是正の求め)
- 第40条 市長は、市場における業務に関し遵守すべき事項を取引参加者に遵守させるため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、その業務に関し必要な是正を求めることができる。

(売買取引の規制)

- **第41条** せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再度の入札を命ずることができる。
 - (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
 - (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。
- 2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、 その売買を差し止めることができる。
 - (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
 - (2) 買受けの代金の支払を怠つたとき。

(衛生上有害な物品等の売買禁止)

- 第42条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品(以下この条において「衛生上有害な物品等」という。)が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。
- 2 衛生上有害な物品等は、市場において売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。
- 3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。 (監督処分)
- 第43条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第6条の2第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した ときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を 科し、第18条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若し

くは一部の停止を命ずることができる。

- 3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第26条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。
- 4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第29条第1項の規定による許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 5 市長は、第62条第2項の規定による許可を受け市場の施設を使用している者(卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者を除く。)が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場の施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 6 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の登録を取り消し、又は 6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 - (2) せり売に関して委託者(卸売のための販売の委託をした者をいう。以下同じ。) 若しくは仲 卸業者若しくは売買参加者と通じて不当な行為をし、又はこれらの者をして談合その他の不正な 行為をさせたとき。
 - (3) その職務に関して委託者、仲卸業者又は売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めるとき。
- 7 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。
- 8 第11条の2第3項の規定は、前各項の規定による取消しの処分について準用する。 (売買取引の方法)

第44条 卸売業者は、市場において卸売をするときは、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法(一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下「相対取引」という。)によらなければならない。

(売買取引の決済の方法)

- 第45条 取引参加者は、市場において売買取引を行つたとき(卸売のための販売の委託を受けた物品の卸売をした場合を除く。)は、規則で定める支払期日までに、規則で定める支払方法により、買い受けた物品の代金(買い受けた額にその8パーセント(当該物品が所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品(以下「飲食料品」という。)に該当しない場合にあつては、10パーセント)に相当する額を加えた額をいう。次項において同じ。)を支払わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、取引参加者は、当事者間で支払期日又は支払方法について特約をした ときは、当該特約に基づき買い受けた物品の代金を支払うことができる。

(仕切り及び送金)

第46条 卸売業者は、卸売のための販売の委託を受けた物品(以下「受託物品」という。)の卸売をしたときは、委託者に対し、規則で定める日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約があるときは、その特約において定められた期日)までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札の方法又は相対取引による売買取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の8パーセント(当該物品が飲食料品に該当しない場合にあつては、10パーセント)に相当する金額(卸売代金の変更をした受託物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の8パーセント(当該物品が飲食料品に該当しない場合にあつては、10パーセント)に相当する金額)、控除すべき委託手数料の額、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。

第3章の2 取引参加者の市場における遵守事項

(売買取引の原則)

第47条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(卸売業者による差別的取扱いの禁止)

第48条 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(受託物品の検収)

- 第49条 卸売業者は、受託物品の受領に当たつては検収を確実に行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会つた場合であつて、その者の了承を得られたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市場外にある受託物品の受領に当たつては、卸売業者又は委託者から 受託物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該受託物品の検収を行うよう委託を受けた者が 検収を確実に行い、当該受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則 で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買 仕切書に付記しなければならない。
- 3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認 を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売をした物品の相手方の明示等)

- **第50条** 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるように措置しなければならない。
- 2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。
- 3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠つたと認められるときは、当該仲卸業者又は 売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により催告をしないで他の者に卸売をした場合において、その卸売価格 (せり売若しくは入札の方法又は相対取引による売買取引に係る価格に当該価格の8パーセント (当該物品が飲食料品に該当しない場合にあつては、10パーセント) に相当する額を加えた価格を いう。以下この項において同じ。) が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いと きは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

(卸売業者の業務の規制)

- **第51条** 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。
- 2 卸売業者は、前項ただし書の規定により卸売をしたときは、規則で定めるところにより、当該卸売をした月の翌月20日までに市長に報告しなければならない。

(市場外にある物品の卸売)

第52条 卸売業者は、市場内にある物品以外の物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、 当該卸売をした月の翌月20日までに市長に報告しなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

- **第53条** 仲卸業者は、卸売業者以外の者から買い入れて販売をしてはならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。
- 2 仲卸業者は、前項ただし書の規定により販売をしたときは、規則で定めるところにより、当該販売をした月の翌月20日までに市長に報告しなければならない。

(出荷奨励金の交付)

第54条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨 励金を交付することができる。

(完納奨励金の交付)

第55条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完 納奨励金を交付することができる。

(売買取引の条件の公表)

第56条 卸売業者は、規則で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により 公表しなければならない。

(受託拒否の禁止)

- 第57条 卸売業者は、その取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつたときは、規則で定める場合を除き、その引受けを拒んではならない。 (卸売業者による事業報告書の提出)
- 第58条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第7条第1項の規定により作成した事業報告書を当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行つたときは、速やかに当該事業報告書のうち貸借対照 表及び損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えておかなければならない。
- 3 卸売業者は、前項の貸借対照表又は損益計算書の写しについて閲覧の申出があつたときは、規則 で定める場合を除き、これを拒んではならない。

(仲卸業者による事業報告書の提出)

第59条 仲卸業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより作成した事業報告書を当該事業年

度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第60条 卸売業者は、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として規則で定めるものについて、規則で定める時までに、インターネットの利用その他の適切な方法により、定期的に公表しなければならない。

第61条 削除

第4章 市場施設の使用

(施設の使用の指定等)

- 第62条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、会議室、研修室及び空地を使用する場合を除き、市長が指定する。
- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、市場 施設の使用を許可することができる。
- 3 前項の規定による許可を受けた者(会議室、研修室、駐車場及び空地の使用の許可を受けた者を除く。)は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。 ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。
- 4 前項の保証金の額は、第68条第1項に規定する市場の使用料の月額に110分の100を乗じて得た額の3倍の範囲内で規則で定める。

(用途変更、転貸等の禁止)

第63条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

- 第64条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。
- 2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原 状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代る費 用の弁償を命ずることができる。

(返環)

第65条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用

資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第66条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第67条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

- **第68条** 市場の使用料は、規則で定めるところにより徴収するものとし、その額は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。
- 2 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用(消費税額及び地方消費税額を含む。)で市長 の指定するものは、使用者の負担とする。
- 3 使用者は、使用の指定又は許可を受けた市場施設を使用しない場合であつても使用料を納付しな ければならない。

(使用料の減免)

- 第69条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。
 - (1) 使用者の責に帰することができない理由により、市場施設を使用できないとき。
 - (2) 使用者が国又は公共団体であるとき。
 - (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

第5章 削除

第70条から第72条まで 削除

第6章 市場運営協議会及び市場取引委員会

(市場運営協議会)

- 第73条 市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、いわき市中央卸売市場運営協議会 (以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、委員15人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 (市場取引委員会)
- 第73条の2 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議するため、取扱品目の部類ごとにい わき市中央卸売市場取引委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に対して意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員15人以内をもつて組織する。
- 4 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、 市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第7章 雑則

(卸売業務の代行)

- 第74条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなつた場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、 又は販売の委託の申込みのあつた物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。
- 2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないとき、又は他の卸売業者に行わせること が不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は 不明な場合について準用する。

(無許可営業の禁止)

- 第75条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。 (市場への出入等に対する指示)

- 第76条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。
- 2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、 搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

- 第77条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。
- 2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加 者及び市場の入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(清潔の保持)

- 第78条 使用者は、常に市場施設を清掃し、その清潔を保持しなければならない。
- 2 市長は、市場の清潔の保持を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、必要な措置を 命ずることができる。

(許可等の制限又は条件)

- 第79条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。
- 2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任)

第80条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和52年8月27日いわき市条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月28日いわき市条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月14日いわき市条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年9月9日いわき市条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年12月24日いわき市条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年9月10日いわき市条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年9月14日いわき市条例第36号)

この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可の あつた日から施行する。

附 則(平成元年3月31日いわき市条例第37号)

- 1 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可 のあつた日から施行する。
- 2 改正後のいわき市中央卸売市場業務条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定(第 68条第1項の規定を除く。)は、平成元年4月1日以後に行われる卸売その他の取引について適用 し、同日前に行われた卸売その他の取引については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第68条第1項の規定は、平成元年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、 同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月29日いわき市条例第27号)

この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可の あつた日から施行する。

附 則(平成6年12月27日いわき市条例第43号)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月28日いわき市条例第17号)

- 1 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可 のあつた日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前のいわき市中央卸売市場業務条例第12条第1項の規定により登録 を受けているせり人についての当該登録の有効期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月31日いわき市条例第39号)

- 1 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可 のあった日から施行する。
- 2 改正後のいわき市中央卸売市場業務条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定(第

68条第1項の規定を除く。)は、平成9年4月1日以後に行われる卸売その他の取引について適用 し、同日前に行われた卸売その他の取引については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第68条第1項の規定は、平成9年4月1日以後の使用(会議室使用料及び研修室使用料にあっては、使用の許可。以下同じ。)に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月29日いわき市条例第52号)

- 1 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可 のあった日以後において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前のいわき市中央卸売市場業務条例の規定によってした 処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のいわき市中央卸売市場業務条例の相当規定に よってしたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年6月29日いわき市条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日いわき市条例第17号)

- 1 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可 のあった日以後において市長が規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前のいわき市中央卸売市場業務条例の規定によってした 処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のいわき市中央卸売市場業務条例の相当規定に よってしたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年12月22日いわき市条例第105号)

- 1 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可のあった日以後において市長が規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年6月28日いわき市条例第39号)

この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可の あった日から施行する。

附 則(平成21年1月6日いわき市条例第1号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第56条第2項の規定による届出その他の行為は、この条例の施行の日前においても行う ことができる。

附 則(平成24年12月27日いわき市条例第87号)

- 1 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後のいわき市中央卸売市場業務条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる卸売その他の取引について適用し、同日前に行われた卸売その他の取引については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月26日いわき市条例第82号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日又は卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可のあった日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 改正後の第47条第4項、第55条第1項及び第58条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる卸売について適用し、同日前に行われた卸売については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年1月4日いわき市条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にいわき市中央卸売市場業務条例(以下「中央卸売市場業務条例」という。) の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に中央卸売市場業務条例第73条の2第1項の規定により設置された花き部のいわき市中央卸売市場取引委員会の委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日に、この条例第66条第1項の規定により設置されたいわき市公設地方卸売市場取引委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、この条例第66条第5項の規定にかかわらず、同日における中央卸売市場業務条例第73条の2第4項の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成29年1月4日いわき市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日いわき市条例第61号)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 改正後の第47条第4項、第55条第1項及び第58条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる卸売について適用し、同日前に行われた卸売については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日いわき市条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。
 - (中央卸売市場に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号。次項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の卸売市場法(昭和46年法律第35号)第15条第1項の許可を受けている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に第1条の規定による改正後のいわき市中央卸売市場業務条例(以下「新中央卸売市場条例」という。)第6条の2第1項の許可を受けたものとみなす。
- 3 施行日から3年を経過するまでの間、卸売の業務(いわき市中央卸売市場(以下「中央卸売市場」という。)に出荷される生鮮食料品等(改正法第1条の規定による改正後の卸売市場法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。次項において同じ。)について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて中央卸売市場において卸売をする業務をいう。附則第5項において同じ。)の許可に係る新中央卸売市場条例第6条の2第4項の規定の適用については、同項第2号中「処せられた者」とあるのは「処せられた者又は卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正前の法(次号において「旧卸売市場法」という。)の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」と、同項第3号中「第11条の2第1項若しくは第2項又は」とあるのは「旧卸売市場法の規定又は第11条の2第1項若しくは第2項若しくは」とする。
- 4 施行日から3年を経過するまでの間、仲卸しの業務(中央卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を中央卸売市場内の店舗において販売する業務をいう。次項において同じ。)の許可に係る新中央卸売市場条例第18条第4項の規定の適用については、同項第2号中「処せられた者」とあるのは、「処せられた者又は卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正前の法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」とする。
- 5 新中央卸売市場条例第51条の規定は、施行日以後に卸売業者(新中央卸売市場条例第6条の2第 1項の許可を受けて、卸売の業務を行う者をいう。次項及び附則第7項において同じ。)が仲卸業 者(新中央卸売市場条例第18条第1項の許可を受けて、仲卸しの業務を行う者をいう。以下この項 及び附則第7項において同じ。)及び売買参加者(新中央卸売市場条例第26条第1項の承認を受け

た者をいう。以下この項において同じ。)以外の者に対して卸売をする場合について適用し、施行 日前に仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をした場合については、なお従前の例による。

- 6 新中央卸売市場条例第52条の規定は、施行日以後に卸売業者が中央卸売市場内にある物品以外の 物品の卸売をする場合について適用し、施行日前に中央卸売市場内にある物品以外の物品の卸売を した場合については、なお従前の例による。
- 7 新中央卸売市場条例第53条の規定は、施行日以後に仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れて 販売をする場合について適用し、施行日前に卸売業者以外の者から買い入れて販売をした場合につ いては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

14 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表 (第68条関係)

市場使用料

種別	iJ	金額		
卸売業者市場使用料		卸売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の1,000分の3(鳥卵にあつては、1,000分の1)に相当する額に100分の110を乗じて得た額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額132円		
仲卸業者市場使用料		仲卸業者が第53条第13の者から買い入れた物。 を除く。)の1,000分の に相当する額に100分の 1平方メートルにつき。	品の金額(消費税額及 3 (鳥卵にあつては 0110を乗じて得た額及	なび地方消費税額、1,000分の1)
買荷保管積込所使用	月料	1平方メートルにつき月額330円		
駐車場使用料	料 自動車1台につき 月額 1,100		1,100円	
倉庫使用料		1平方メートルにつき月額385円		
冷蔵庫使用料		1平方メートルにつき	月額	874円
金融機関建物使用料		1平方メートルにつき	月額	1, 210円
関連商品売場使用	1階	1平方メートルにつき	月額	1,727円
料	2 階	1平方メートルにつき	月額	880円

バナナ加工所施設係		建物機械一式	月額	715, 000円
関係業者事務所使 用料	卸売業者事務所 及び仲卸業者事 務所	1 平方メートルにつき月額	〔 770円	
	その他の団体事務所	1平方メートルにつき	月額	1, 265円
会議室使用料	大会議室	1回(3時間以内)につき 1回(3時間以内)につき		1, 320円
研修室使用料		1回(3時間以内)につき		3, 300円
空地使用料		1 平方メートルにつき	月額	55円